

船橋市

緊急輸送道路沿道建築物 耐震診断助成事業

のご案内



あなたの建築物は地震に耐えられますか？

船橋市では、震災時の緊急輸送道路の通行を確保するため、昭和 56 年 5 月以前に建築された緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断を行う場合に、その費用の一部を助成します。

船橋市 建設局 建築部 建築指導課

緊急輸送道路ってなに？

大規模災害が起きた場合における避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等、広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的として、船橋市地域防災計画に定めた路線を言います。

なお、緊急輸送道路は変更になることがありますので、事前にご相談ください。

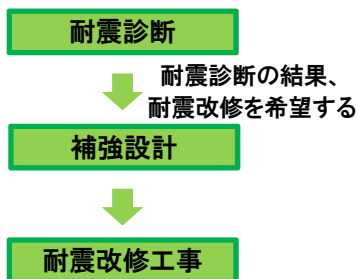


耐震診断ってなに？

建築物の図面や現地調査等から、地震に対する安全性を評価することです。建築物の形状や壁の配置、劣化の状況等から算出され、鉄筋コンクリート造や鉄骨造の場合はIs値という数値で結果が出ます。

耐震改修工事を行う場合は、耐震診断とは別に「補強設計」を行う必要があります。

耐震診断から耐震改修工事の流れ



鉄筋コンクリート造や鉄骨造建築物のIs値と判定

Is値(耐震性能)	判定
0.6 以上	倒壊等する危険性が低い
0.3 以上～0.6 未満	倒壊等する危険性がある
0.3 未満	倒壊等する危険性が高い

0.6以上あると安心だよ



助成金はいくらもらえるの？

予備診断ってなに？

建築物の図面確認や現地調査等を行い、本診断の必要性を判断し、本診断費を見積もることです。

予備診断

予備診断費の2/3（上限34,000円）を助成します。

※1 木造と耐震診断義務付け対象沿道建築物は、本診断から行うため対象になりません。

本診断

① 本診断費の2/3

② 床面積 × 3,670円/m² の2/3 のいずれか低い額(上限200万円)を助成します。

※2 耐震診断義務付け対象沿道建築物は、上記と異なるためお問い合わせください。

本診断ってなに？

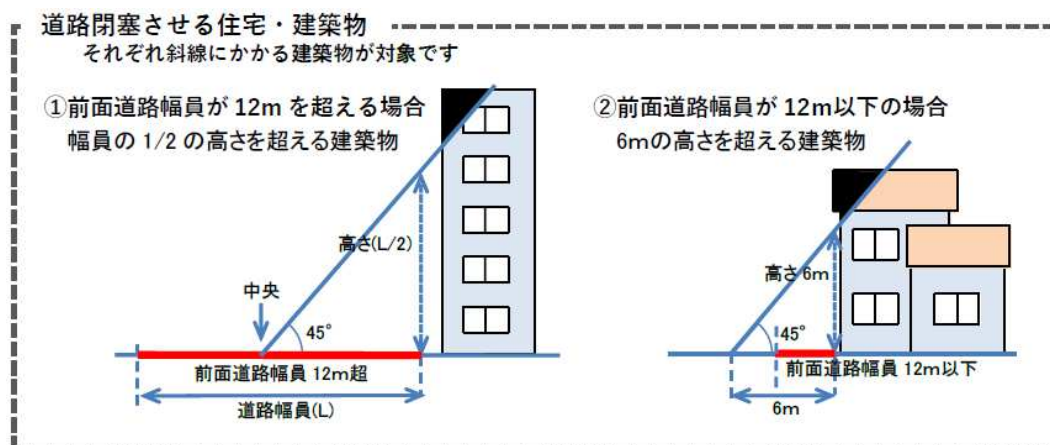
予備診断よりも詳細な建築物の調査を行い、耐震診断を行うことです。予備診断で本診断が必要と判断されたら行います。

どんな建築物が助成の対象になるの？

船橋市内で昭和 56 年 5 月以前に建築された緊急輸送道路沿道建築物^(※3)が対象です。

なお、建築基準法等に違反している建築物や昭和 56 年 6 月以降の増築等で新耐震基準が適用された建築物、過去に耐震診断の助成金を利用したことがある建築物は、対象になりませんのでご注意ください。

※3 建築物が接する緊急輸送道路の幅員に応じて、下図の①または②のいずれかに該当するものが対象です。



どんな人が助成を受けられるの？

助成の対象になる建築物の所有者^(※4)または管理組合^(※5)であり、市税の滞納がない方が対象です。

※4 建築物の所有者が複数いる場合は、所有者の全員から耐震診断の実施について同意を得る必要があります。

※5 管理組合の集会において、耐震診断を行うことと助成金の交付申請を行うことの決議を得る必要があります。

耐震診断は誰がやってもいいの？

次の団体のいずれかに所属し、建築物の構造に応じた耐震診断資格者講習を修了した建築士^(※6)が行う耐震診断が助成の対象です。

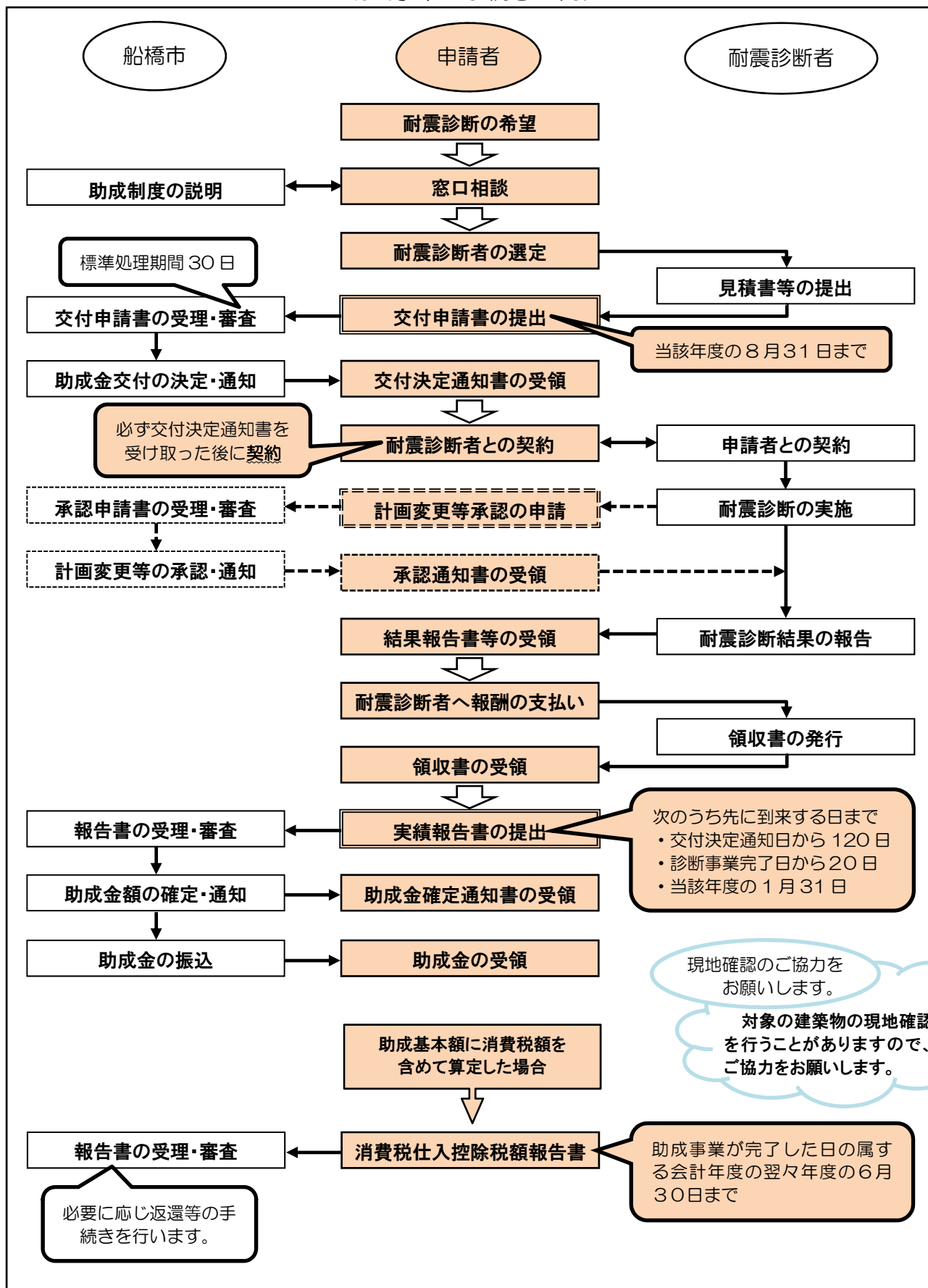
- ① 一般社団法人 千葉県建築士会 船橋支部
- ② 公益社団法人 千葉県建築士事務所協会 船橋支部

※6 1 級または 2 級建築士事務所に所属している建築士等が対象です。

申請前に耐震診断をしたけど助成金はもらえるの？

耐震診断の契約を行う前に必ず交付申請書を提出し、交付決定通知書を受け取る必要があります。交付決定通知書を受け取る前に耐震診断の着手や契約を締結したときは、助成金を交付できませんのでご注意ください。(3 ページ「助成事業の手続きの流れ」参照)

助成事業の手続きの流れ



※ 予備診断の後に本診断を行うときは、この手続きを繰り返すことになります。

手続き時の提出書類

助成金の交付申請や実績報告を行うときは、次の書類を提出する必要があります。

時期	提出書類	提出書類の要否	
		予備診断	本診断
交付申請時	① 交付申請書(第1号様式)	○	○
	② 建築物の高さ、建築物から緊急輸送道路の境界線までの距離と道路の幅員がわかる図面	○	○※7
	③ 申請者の住民票(申請者が法人である場合は、法人登記事項証明書)	○	○※7
	④ 建築物の登記事項証明書	○	○※7
	⑤ 建築物の建築基準法第6条第1項による確認済証の写しまたは建築物確認証明書	○	○※7
	⑥ 予備診断または本診断の見積書(写し可)	○	○
	⑦ 消費税仕入控除税額取扱確認書(市指定書式)	○	○
	⑧ 耐震診断者が建築士法第23条により登録を受けている1級または2級建築士事務所に所属し、耐震改修促進法施行規則第5条第1項各号のいずれかに該当することと耐震診断資格者講習を修了したことを証する書類の写し	○	○※7
	⑨ 市税を滞納していないことを証する書類(市税納付確認書(市指定書式))	○※8	○※8
	⑩ 相手方登録申請書(市指定書式)	○	○※7
	⑪ 法人の管理組合である場合は、管理組合の法人登記事項証明書	○	○※7
	⑫ 管理組合である場合は、管理組合の規約の写しと耐震診断実施等の決議があったことを証する書類	○	○※7
	⑬ 所有者が複数いる建築物である場合は、予備診断または本診断の実施について所有者全員の同意を得たことを証する書類	○※9	○※7,9
	⑭ 建築物の外観が2面以上確認できる写真、案内図、配置図、平面図、立面図と構造図		○※7
	⑮ 本診断が必要と判断されたことが分かる予備診断結果報告書		○※7,10
	⑯ 耐震診断義務付け対象沿道建築物である場合は、耐震判定委員会の判定の見積書(写し可)		○※7
実績報告時	① 実績報告書(第6号様式)	○	○
	② 予備診断または本診断結果報告書	○	○
	③ 予備診断または本診断の契約書の写し	○	○
	④ 予備診断または本診断の領収書の写し	○	○
	⑤ 建築物の外観が2面以上確認できる写真	○	
	⑥ 耐震診断義務付け対象沿道建築物である場合は、耐震判定委員会の判定を受けたことを証する書類と判定の領収書の写し(耐震改修促進法第7条の報告も行う必要があります。)		○
報告以降	① 船橋市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業消費税仕入控除税額報告書(第7号様式)	※11	※11

※7 予備診断の助成を受けた同じ年度に本診断を申請するときは、予備診断に添付した書類は省略できます。

※8 法人でない管理組合及び収益事業を行っていない管理組合は省略できます。

※9 管理組合は省略できます。

※10 木造建築物や耐震診断義務付け対象沿道建築物は不要です。

※11 助成基本額に消費税額を含めて算定した場合に提出が必要です。

※12 申請者以外の方が申請や報告をするときは、委任状が必要となります。

また、要件等を確認するために、上記以外の書類の提出を求めることがあります。



申請方法の詳細や不明な点もしくは資料等をご希望の方は、下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

船橋市役所 建設局建築部建築指導課 耐震係

電話番号 047-436-2632

ホームページ <https://www.city.funabashi.lg.jp> (右コードからもご覧頂けます)

キーワードで探す

緊急輸送道路 耐震診断

検索



※ホームページから様式のダウンロードも出来ますのでご利用ください。

(令和5年1月改訂)